

【平成29年第4回定例会 文教委員会委員長報告資料】

平成29年12月14日 文教委員長 川島 雅裕

- 「議案第129号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第137号 川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- \* 教育文化会館大ホール及び川崎市スポーツ・文化総合センターのホールの座席数と利用料金について

教育文化会館大ホールの座席数は1,961席であり、平日の午前・午後・夜間にわたり終日利用した場合の利用料金は17万9,850円である。

川崎市スポーツ・文化総合センターの座席数は、1階席のみの座席数が1,112席、平日に終日利用した場合の料金は25万3,600円、1階席から2階席の合計が1,671席、平日に終日利用した場合の利用料金は28万5,300円、1階から3階までの座席数の合計が2,013席、平日に終日利用した場合の利用料金は、31万7,000円である。

- \* 川崎市スポーツ・文化総合センターのホールの利用料金の減免の適用対象及び減免割合について

利用料金の減免の適用については、川崎市スポーツ・文化総合センター条例、条例施行規則及び要綱に条件を定め、適用対象については、市内の学校、芸術・文化団体、川崎市総合文化団体連絡会に加盟する団体等、当該施設の設置目的に沿う活動を行っている団体に対して、条件により全額免除のほか、2割相当額又は5割相当額を利用料金から減額している。

- \* 教育文化会館大ホールを除く施設の供用期限について

川崎区における新たな市民館機能の整備が最短で平成34年に完了する予定であり、教育文化会館大ホールを除く施設については、平成33年度までは供用を継続する予定である。

《意見》

- \* 教育文化会館大ホールは、この度の条例改正で廃止されるため、利用の増加が見込まれる川崎市スポーツ・文化総合センターのホールについては、これまでの市民団体の利用を考慮し、減免制度の拡充に努めてほしい。

- \* 教育文化会館大ホールを除く施設は引き続き利用可能であるため、利用者に分かりやすい広報・周知に努めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第141号 下小田中小学校校舎増築その他工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

\* 下小田中小学校の児童数及び増築校舎内に整備される新体育館の面積について

下小田中小学校の児童数は、平成29年5月1日時点で958人である。

また、既存体育館の面積は491平方メートルであり、新体育館の面積は約970平方メートルである。

《意見》

\* 当該校舎のみならず、校舎の建て替えや改築等に当たっては、地域住民からの要望が多くある交流スペースの設置について検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第142号 川崎市とどろきアリーナの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 公益財団法人川崎市スポーツ協会が指定管理者団体の構成員として新たに加わることによる業務内容の変化について

指定管理予定者の代表者である株式会社コナミスポーツクラブからは、公益財団法人川崎市スポーツ協会が構成員に加わることで、学校や地域に根ざしたスポーツ事業の展開や当該協会に加盟する各種団体が大会を開催する場合における運営の円滑化が見込まれると聞いている。

\* 事業内容に係るモニタリングの実施状況について

毎年、四半期ごとに指定管理者から報告書の提出を受けるとともに、毎月1回以上は業務確認を行い、意見交換の場を設けている。

また、毎年、外部委員による選定評価委員会を開催し、一年間の評価を実施するとともに、指定期間の最終年度には指定期間全体の総括評価を実施している。

\* 指定管理予定者の選定理由として挙げられている「環境への配慮」及び「コンプライアンスや個人情報保護に対する積極的な取組」の具体的内容について

指定管理予定者においては、運営施設の照明のLED化に積極的に取り組むとともに、コンプライアンス、個人情報保護については、各種研修やマニュアルの作成を通じた人材育成に取り組んでいる点を評価した。

\* 事業計画における高齢者や障害者に配慮した器具の設置について

指定管理予定者であるとどろきスポーツ文化パートナーズにおいて、トレーニング機器の刷新に伴い、高齢者や障害者が利用しやすい機器を導入しているため、本施設においても、同様の取組を推進していく予定である。

\* 指定管理者の募集に係る説明会に参加した10団体のうち、9団体が応募しなかった理由について

今回の指定期間は2年間であったため、短期間に新たな設備投資を行い収益を上げることが新規の事業者にとっては困難であり、最終的に応募に至らなかったのではないかと分析している。

《意見》

- \* 指定管理者の選定においては、可能な限り複数の事業者が応募し、比較検討することが重要であると考え、説明会に参加した事業者が応募に至らなかった理由を確認するなど、事後調査を積極的に行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第143号 東海道かわさき宿交流館の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 来館者数の推移を踏まえた指定管理予定者に期待する取組について

東海道かわさき宿交流館は平成25年に開館し、当初予定していた年間の来館見込者数は約2万人から約2万5,000人であったが、現在では年間約5万人の来館者があり、予想を上回る状況である。

理由としては、東海道の地域資源としての特色や昨今の「まち歩きブーム」が考えられるが、開館から5年が経ち、展示設備をリニューアルするなど、飽きられない工夫が求められている。

また、市民の交流の場としても位置付けているため、集会施設を利用した市民の活動発表の場、憩いの場としての機能や歴史・文化を発信する機能について検討し、利用しやすく、さらに多くの市民に来館していただける魅力ある施設を指定管理予定者と築いていきたいと考えている。

\* 2020年東京オリンピック・パラリンピックを踏まえた外国人来館者への対応について

外国人来館者への対応については、展示内容の一部について、英語、中国語及び韓国・朝鮮語の3カ国語表記を行っている。

また、オリンピック・パラリンピックについては、スポーツの祭典であるのみならず、文化の祭典でもあると考えており、文化イベント「江戸時代の粋に遊ぶ」や日本文化に関する企画により、来館者数の増加に向けて取り組んでいる。

\* 身体が不自由な来館者への対応について

館内はバリアフリーとなっているほか、必要に応じて、職員による付き添いを行っている。障害者の車による来館への対応についても、事前の申し出に応じて近隣駐車場を利用いただくなどの対応を行っている。

また、高齢者や障害者への配慮として、ホームページにおけるウェブアクセシビリティについても、今回の指定管理業務仕様書に盛り込んでいる。

\* 平成35年に川崎宿起立400年を迎えることを踏まえた指定期間設定の妥当性について

今回の指定期間は、一般的な指定管理期間である5年間で設定しており、川崎宿起立400年を迎える前年度の平成34年度に終了する予定である。

東海道かわさき宿交流館については、節目となる平成35年度に向けて、地域活性化を進める団体「東海道川崎宿2023」や地元町内会、商店街と行政が連携し、地域資源としての活用について検討を行っている。

今回の指定管理予定者である公益財団法人川崎市文化財団及び一般社団法人

川崎市観光協会に対しては、平成35年度以降の指定管理者が異なる場合においても、川崎宿起立400年に向けたイベント内容への協力を要請する予定である。

また、平成35年度以降の指定管理者に対しても、仕様書に具体的な事業内容を盛り込む予定であり、対応が可能であると考えている。

《意見》

\*平成35年度以降の指定管理に際しては、今回の指定管理期間の5年間における川崎宿起立400年に向けたイベント内容等に関する取組が、新規参入事業者にとっては重要であると考えするため、現段階から、事業の継承の在り方を検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第152号（仮称）川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」

○「議案第153号（仮称）川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」

《一括審査の理由》

いずれも学校給食センター整備に関する内容であるので、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

\*3つの学校給食センターにおける給食の味の均一化について

南部、中部、北部の各学校給食センターにおいては、同様の献立を作成し、味付けや調味料の成分を含めて細かく規定している。

また、各学校給食センターには栄養士が配属されており、給食調理の際には、常に給食の味の確認を行っている。

給食の味については、生徒等から多様な意見が寄せられているため、新しい献立作成に生かしていきたいと考えている。

《意見》

\*栄養士の確認による給食の味付けを適切に行い、安全かつ安心でおいしい給食の提供に取り組んでほしい。

《議案第152号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第153号の審査結果》

全会一致原案可決